

# 都心まちづくりプラットフォーム関連調査等業務 公募型企画競争 提案説明書

## 1 業務名

都心まちづくりプラットフォーム関連調査等業務

## 2 業務の背景及び目的

平成 28 年に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」は、都心まちづくりの目標を「国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」としたうえで、目指すまちの姿として「北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現」を掲げている。

札幌都心は現在、1972 年の札幌オリンピックを契機に建設されたビル等が一斉に更新時期を迎えるまちづくりの大転換期を迎えている。前述の目標等を実現するためには、この機を逃さず、第 4 次産業革命や SDGs といった世界的な動向への対応に必要とされる「多様性の集積・交流を通じたイノベーション(※)が創出されるまちづくり」を進めていく必要がある。そのためには、行政のみならず、札幌都心で活動する各関係主体が連携・協力し、一体となって取り組むための体制と仕組み（以下「プラットフォーム」という。）のもと、都心の活力創造や課題解決につながる活動を生み出していくことが重要である。

本市では平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、都心で活動する関係主体とともにプラットフォームの必要性や組織のあり方について議論と共有を行い、令和元年度は都心の将来像のビジュアル化や都心の空間活用検討などのプロジェクトを実施したところである。

しかしながら、これまではプラットフォームは組織立ち上げを中心に検討してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大（以下「新型コロナウイルス」という。）が社会活動に大きな変化をもたらしていることから、その影響を踏まえ、都心のまちづくりにおいてより優先すべき事項を洗い出し、実施していくことが求められる。

また、過去のプラットフォームの検討において、都心の魅力を国内外に発信し、多様な人材や投資を呼び込むといった観点から、都心の情報発信をその事業として位置づけているが、新型コロナウイルスの影響により世界的に様々な活動やサービスがオンラインで活発に行われる中、オンラインで札幌都心の魅力に関する情報発信を効果的に行っていくことは、札幌の都市としての国際競争力を高めていくうえで重要と考えられる。

本業務は、都心まちづくりプラットフォーム事業において、新型コロナウイルスが札幌都心のまちづくりに与える影響に関する情報収集やワークショップ開催、またオンラインでの自治体やエリアマネジメント団体等の情報発信に関する事例調査等を実施するものである。

(※) 本業務における「イノベーション」の意味については、国土交通省「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」にて用いられている「経済面での新ビジネスやマーケットの創出、技術革新・改良のほか、社会面での新たな取組まで、課題解決や価値創造の点で前進につながる事象を広く指す」とする。

### 3 業務概要

#### (1) 都心まちづくりにおけるコロナウィルスの影響に関する情報収集

「コロナウィルスが今後の札幌都心のまちづくりに与える影響と課題」を下記(2)および(4)で示すワークショップやイベントで議論するにあたって、重要と思われる複数のテーマを設定し、事例調査や有識者等へのヒアリング等を通じて情報収集を行い、議論に当たっての論点について背景となる関連情報を含めて整理すること。

#### (2) ワークショップの開催

コロナウィルスの影響を踏まえた札幌都心のまちづくりにおける課題や求められる姿、また課題の解決策（実証事業等）のイメージ等に関して、上記(1)の結果を活用し、札幌都心でまちづくりに関係する活動を行う事業者等の意見を、原則としてオンラインのワークショップ形式で議論し、収集すること。実施形式は下記を想定する。

- ・4グループ分の意見を収集

- ・グループあたり2回以上のワークショップ実施

- ・グループは4名程度の小規模なものとする

- ・ワークショップではグループごとに1人以上のファシリテーターを配置

ワークショップに参加する事業者等の事業種別や属性は、都市開発、不動産、建設、エリアマネジメント、IT、スタートアップ、クリエイター、その他、札幌都心で先進的な取組やまちづくり関連事業を行う事業者を想定する。

なお、コロナウィルスに関する社会的情勢を踏まえ、十分な感染対策をとったうえで、委託者が認めた場合においては、ワークショップを対面で実施できるものとする。

また、ワークショップ実施結果に関し、イラスト等を活用したわかりやすい市民向けのリーフレットを作成すること。

#### (3) 国内外における自治体・エリアマネジメント団体等のオンライン情報発信事例調査

「多様な人材や投資を呼び込むため、札幌都心の魅力を国内外に発信する」という観点で参考となる国内外の自治体・エリアマネジメント団体等のホームページ等のオンライン情報発信事例に関して調査を行い、対象とするターゲットやコンテンツ例について整理するとともに、札幌都心の魅力を海外に情報発信する際のコンテンツ案（サイトマップ程度のもの）を作成すること。

#### (4) オンラインイベントの開催

主に札幌都心で活動を行う事業者等に対して、コロナウィルスの影響を踏まえた都心のまちづくりに関する情報や議論の機会を幅広く提供するためフォーラム等のオンラインイベントを1回以上開催すること。内容については、札幌都心におけるコロナウィルスの影響を踏まえたまちづくりの取組事例の紹介といった身近なテーマを含める等、参加者のまちづくりに対する意識の啓発につながるようなものとする。

- (5) 報告書の作成  
業務成果を報告書にまとめ、提出すること。

#### 4 業務規模

4,400千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

#### 5 履行期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

#### 6 成果品

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 5部
- (2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 5部
- (3) 「3 業務概要（2）」で示すリーフレット 5部
- (4) 電子データ：成果品の電子データを整理し、提出すること。（PDF および Word、Excel、PowerPoint 等作業可能な形式）

#### 7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

#### 8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について  
過去のプラットフォームに関する検討結果、および「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえたうえで、本業務に取り組む上で持つべき視点や課題意識等について提案すること。
- (2) 情報収集および調査について  
業務概要(1)で情報収集を行うにあたり、本業務において有効と考えられるテーマの案について、その項目および選定理由について提案すること。また、業務概要(1)および(3)の実施にあたり活かすことができる提案者の優位性があれば併せて提案すること。

(3) ワークショップについて

参加者の議論を促し、意見の収集を行うにあたって効果的に実施するための方法や工夫および考え方について、提案すること。なお、オンラインでのワークショップ等の開催実績がある場合はその旨を併せて記載すること。

(4) オンラインイベントの開催内容について

オンラインイベントの実施方法・形式の詳細や、現時点で考えられる講演テーマ等の案について提案すること。なお、参加者は公募することを前提とし、参加しやすいオンラインでの実施形式や、多数の参加が可能であることなどについて配慮すること。実際の実施内容は委託者との協議のうえ改めて決定するものとする。

(5) 本業務のスケジュール案について

今年度行う業務について、そのスケジュール案を提案すること。

(6) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務概要」で定める(1)～(5)の5項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課（5階南側）

(3) 提出期限

令和2年9月14日(月) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

エリアマネジメント活動や官民連携によるエリアプラットフォーム構築・運営、オンラインでのイベント開催など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(政策分野4 政策目標9 施策4 活力があふれ世界を引きつける都心)

<http://www.city.sapporo.jp/chosei/documents/p108-123.pdf>

イ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 札幌都心プラットフォーム構築支援業務報告書(令和元年度)(※)

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記報告書を上記(2)提出先にて提供する。

## 10 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「都心まちづくりプラットフォーム関連調査等業務 質問書」とし、令和2年9月8日（火）12：00 まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

### (2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「都心まちづくりプラットフォーム関連調査等業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

### (3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和2年9月17日（木）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和2年9月23日（水）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)、(3)及び(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務に取り組む上での視点等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の都心まちづくりプラットフォーム事業の経緯を踏まえており、本業務を実施するにあたり適切なものとなっているか。</li> </ul>	20
<p>(2) 情報収集について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマの案や項目数とその選定理由が、本業務における議論や検討を行うにあたって効果的なものとなっているか。</li> </ul>	20
<p>(3) ワークショップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の趣旨を踏まえた適切なものであり、また参加者の議論を促し、意見の収集を行うにあたって効果的なものとなっているか。</li> </ul>	20
<p>(4) イベントの開催内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容が本業務の趣旨を踏まえた適切なものとなっているか。</li> </ul>	15
<p>(5) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制、スケジュール案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。</li> <li>業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。</li> <li>今年度行う業務のスケジュールについて、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。</li> </ul>	15
<p>(6) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。</li> </ul>	10
合計	100



### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：濱口、佐藤 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112